

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。七番高橋克也君

〔七番 高橋克也君登壇〕

○七番（高橋克也君） 自由民主党・県民会議の高橋克也です。まず、第三百九十一回二月定例会におきましては、議員として会派を超えた先輩各位より御指導いただきました。反省しながらも、今後も議会人として切磋琢磨し、県勢発展に責任世代の代表として尽力してまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

十月一日には、石破新内閣が発足し、明日の所信表明演説では、地方創生交付金の倍増を目指す方針が出ると報道がありました。国と地方が一丸となって取り組む決意を感じながらも、月末には新しい国民の代表者が選ばれます。それに向け様々な方が決断をして歩み出します。ぜひ宮城県の発展のために力を尽くしていただきたいと思っております。

最終日の午後に機会を頂きました会派皆様には感謝申し上げます、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い大綱四点について質問いたします。

大綱一点目、宿泊税と次の観光財源施策について。

本議会上程されている宿泊税条例に関して、今日に至るまで様々な意見があり、議論されてまいりました。まず、人口減少社会の中で、次世代に向けた観光資源の魅力増進・創出、そして環境整備としての宿泊税は必要だとの声も上がっております。しかし、村井県政の政治判断を評価する一方で、コロナの問題もあつて、一度は撤回に持ち込まれた条例を、時間がたち再度上程に至るまでの間に、宿泊事業者、関係者と密に連携がとれていなかったとの声も、関係者から上がっているのは事実であります。税の導入に当たっては丁寧な時間をかけなければいけません。この声に関して知事はじめ執行部は受け止め理解をいただきたいと思っております。その上で、撤回から再度ここに至るまで、関係者とのような話をしてきたのか、改めて伺いいたします。

しかしながら、村井知事が知事就任直後、多くの意見を頂いたみやぎ発展税も、トヨタ自動車東日本、また、関連企業の誘致などから、本年度も企業集積促進、技術高度化支援、中小企業支援、人材育成など産業振興対策、また、災害対策パッケージとして活用されていることなど、十年、二十年先の宮城県のことを想像すれば、必ずこの宿泊

税も導入してよかったと声上がることに期待している世代の一人です。観光が地域での消費を拡大させ観光で稼ぐことで、地域経済活性化の重要な役割を果たしていくことになるのは間違いありません。だからこそ観光振興財源の問題は重要であり、宿泊税は必要と考えますが、ただ、宿泊税だけで今後の観光振興財源が賅えるのか、いつまでも県の財源で観光振興を行うのか、宿泊税導入とその先の議論の展開が必要不可欠です。

そこで宿泊税の次の観光財源の確保として、官民主導で観光業を発展させていく日本版TIDの創設に向け検討を始めるべきではないでしょうか。TIDとは「Tourism Improvement District」観光産業改善地区の略であり、DMO同様に、アメリカ発祥で、現在、アメリカ十五の州百七十三地域で導入実施されています。観光振興のために、特定の地域で資金を調達し、マーケティング活動を行う仕組みです。宿泊事業者、宿泊者、地方自治体、DMOが関与し、合意に基づいた資金の流れや活動内容が決定されます。TIDは観光業の発展を促進し、地域経済を活性化することを目的としています。ここでパネル、資料を御参照いただければと思います。

(パネルを示す) TIDの資金は、宿泊業者などを中心とした会員会費と会員企業の年間売上げに対して1%前後で納付する賦課金を地方自治体に一旦納付し、その後、地方自治体からDMOの活動資金として交付されます。資金は観光振興目的に100%使用されることが保証されており、地方自治体はその用途を公開して説明責任を果たします。TIDの負担金は宿泊業者の収入に連動しており、観光客からの収入が多いほど負担金が増加します。地方自治体での観光予算をTIDに移し、TIDのエリアで使用用途を定め、DMOに任せていくイメージです。アメリカでは、TIDの設立は主に地域の観光業界がリーダーシップをとって進めており、地方自治体が主導するケースは少数です。具体的には、地域のDMOが四二%、宿泊業者が二八%、商工会議所が二〇%の割合で関与しています。これにより、観光関連事業者が中心となってTIDの形成が行われています。もちろん何に財源を使用するかもTIDが主導しDMOと連携。DMOは宿泊事業者と連携します。つまり、行政が中に入らないので、今回のような宿泊税の用途不明に関する問題も起こり得ません。TIDがDMOの資金調達手段として発展している理由は、関係者が共通の目標に向けて協力し、観光業の成功に連動した売上げを得られるからです。宿泊業者が納付する負担金は、DMOのマーケティング活動に直接充てら

れ、観光客誘致の成果が宿泊業者や地方自治体に利益をもたらす、ウイン・ウインの関係を形成します。更に、TIDは政府の不安定な財源に依存せず、DMOにとって安定した自主財源となるため、アメリカでは急速に拡大しています。宮城県観光連盟もDMOに登録され、各DMO間との連携、DMOが管轄しないエリアでの調整機能など、更なる県内の観光振興が望まれるところではありますが、ここでまずは、先般の宮城県観光連盟のDMO登録に期待する知事の所感をお伺いいたします。

また、経済商工観光部として具体的に県内の観光振興にどのような連携を図っていくか、お伺いいたします。

次に、TIDとDMOの関係に日本の有識者からの声として、当時、北海道大学の石森秀三教授は、欧米のDMOにも精通している近畿大学高橋和夫教授のDMOの望ましい在り方を参照し、次のように述べております。「一つ、官民共同で設立され、地域に持続的な経済効果をもたらす組織であること。二つ、観光行政との役割分担のもと、与えられた権限に伴う結果に責任を持つこと。三つ、観光地経営に伴う専門性を持つ人材によって経営・業務執行がなされること。四つ、多様で安定した財源を確保し、ステークホルダーとのよい緊張関係を保つこと。五つ、観光関連事業者だけでなく、農林水産業・商工業関係者など、地域づくりに参画する様々な担い手と関わりを持つこと」と話しておりました。ここでも観光財源のベストミックスを訴えております。更に、行政とDMOと民間観光関連事業者の役割を明確にした上で、日本版DMOの権限と責任の明確化が不可欠と指摘しています。ここでTID、DMO、観光行政として参照したいのが広島県です。広島県は既に日本版DMOが抱える諸課題として、一つ、法的位置づけがなく、観光地経営の権限がないこと。二つ、現在のDMOの事業費(国費)が時的で安定した特定財源がないこと。三つ、受益者、特に宿泊事業者によるガバナンスを効かせる仕組みがないことを重視して、日本版TID法の制定を国に対して提案しています。その意図といたしまして、一つ、DMOが多様な関係者と協働しながら、自らの責任で観光地経営を行える権限の付与、二つ、中長期的・安定的な財源の確保、三つ、受益者である宿泊事業者からの賦課金という形での徴収による、受益と負担の原則の観点から適切なガバナンスの確保です。広島県の提案による日本版TID法では、宿泊事業者は賦課金納付・理事会への参加、行政・議会はTID団体認定・賦課金徴収交付・

DMOの監視、DMOは事業計画策定・事業を実施し、行政への報告・理事会への報告、理事会はDMOの意思決定・DMO監視などの役割を担うことになっています。つまり、宿泊事業者が理事会で権限を持つことでガバナンスを確保していく、主権を宿泊事業者、関係者に渡していくのがこの広島県の日本版TID法です。日本版DMOが世界水準の観光地経営組織として健全に発展するためには、TIDによる安定的な財源確保が必要不可欠になるのではないかと、そう認識しております。

観光庁が出している観光地域づくり法人、DMOにおける自主財源開発手法ガイドブックと称した冊子にも、DMOの公的資金への依存は課題として挙げられております。日本でも各都市で宿泊税導入が本格化している中、今後、宿泊税はDMOの財源としても活用される予定でもありますが、この宿泊税頼りのDMOが存在し始めれば、DMO本来の価値が下がり、財源依存DMOが仕事をしなくなり、宿泊税収入が下がり、観光地経営ができなくなる。宿泊事業者もメリットがなくなり、今回の宿泊税導入が、やはり導入すべきでなかったと負の循環が始まってしまうと危惧しております。そうならないために、観光地経営での持続可能な財源をもたらすTID制度、これについては余り検討、議論がなされておりません。将来、宮城県の観光地経営の健全化を図るためにも、いずれTIDを視野に入れることが必要になっていくと考えますが、この持続可能な観光地経営、観光財源措置としてのTID制度に関して、知事の所見をお伺いいたします。

また、この日本版TID制度の確立には、法改正が必要となりますが、ぜひ全国知事会としても議論を開始してほしいと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、大綱二点目、外国人材の受入れについてお伺いいたします。

先日、宮城県はインドネシアにおいて、みやぎジョブフェアinインドネシアを開催し、県内の介護、製造業など企業四十六社が一堂に会し、現地千二百人近い参加者がいたと報告を受けております。インドネシアとの覚書締結や宮城県インドネシア協会発足、それに国家戦略特区を生かし、在留資格の審査期間の迅速化などにより、一層外国人材の受入れが促進されることと思います。実際、九月二十四日の河北新報朝刊でも、二〇二三年十二月、前年比五割増しでインドネシア国籍の在留者が増えていると報道がありました。外国人材が人口減少社会の中で、各産業の人材不足を補填し、地域活性化

を望む一方で、環境整備に関しては両輪で進めなければならないと感じています。環境整備という言葉には、もちろん外国人皆様の労働、雇用、生活環境の確保はありますが、同時に宮城県民への多文化共生の理解を進めなければなりません。大綱一点目の観光についても、視点を変えれば、多くの外国人がこの地宮城に訪れていただくわけです。

九月十一日、神戸市で開かれた日本、中国、韓国の観光担当閣僚会合で、三か国は行き来する旅行者などの数を、二〇三〇年、あと五年で四千万人に増やす目標に向け、連携を強化することで一致したという報道がありました。しかし、その一週間後、中国深圳日本人学校に登校中だった男子児童が中国人の男に刺され負傷、同日未明に男の子が死亡したと、大変に悲しく非常に心が痛む事件が発生しております。事件背景に一切の説明がなく、中国外務省の報道官は、類似の事件はいかなる国でも起きる可能性がある」と主張しております。しかし、そのような可能性はこの宮城ではあってはならないと思っております。環境整備の根本にある多文化共生とはかけ離れた事件であったと感じていますが、まず、中国深圳での事件に関して、知事の所感をお伺いいたします。

そして、県民の声は、外国人材を含む交流人口の拡大は重要であるが、その前に外国人への日本文化に対するマナー、多文化共生への理解も重要だと声が上がっております。外国人材受入れに関して、県民から望む声と同じように不安視する声も上がっております。村井知事がインドネシアでの挨拶で「宮城県は皆さんを家族として迎え入れたいと思います。必ず大切にいたします。ぜひとも宮城県に来てください」と言ったように、宮城県に來られる方々はどのような立場であっても、大事な方として迎え入れることが重要であると知事同様私も認識しております。そこで宮城県の条例を確認しますと、宮城県には多文化共生社会の形成の推進に関する条例があります。「この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。」と記載されております。第四期宮城県多文化共生社会推進計画では、外国人材の活用に関して、生活の壁の項目に記載されており、方向性としても、官民挙げて外国人を呼び込む政策を実施していく。あらゆる

る職種における外国人材が県内で活躍できる「攻め」の多文化共生が求められるとありますが、ここで言う「攻め」の多文化共生を具体的にお伺いいたします。

また、この条例の対象としては、県、事業者及び県民の責務とされておりますが、加速する外国人受入れに関して、現場や関係者からは、対象者を外国人、外国人材への条例制定も必要ではないかという意見が出てきています。実際、岡山県議会では、外国人材留学生支援推進議員連盟の議員主導で条例の素案を作成しているとの報道がありました。調査を始めたところ、目的として「県内で就労している、または就労しようとしている外国人及び当該外国人が家族として帯同している外国人並びに県内で就労しようとしている留学生に対し、その受入れ、生活等に対する多様な支援の仕組みを、産業、行政、教育及び労働の各分野の連携により、構築することを推進するため、その基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び教育機関の役割を明確にするとともに、県の施策その他必要な事項について定めることにより、もって、県が外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県になることを目的とする。」と記載されております。ここで、県民に対して発令している宮城県と、外国人材に向け発令しようとしている岡山県では、主語が変わってまいります。今後、このような狭義的な条例が必要であると考えますが、県として現在の条例で様々な対応を解釈していくのか、それとも別途外国人材に向けた条例制定が必要であるか、見解をお伺いいたします。

そして外国人材の活用に関しては、入管法の改正に伴い、育成就労として技能実習が改められた点で、特に人材派遣や活用する企業の現場からは、転籍の規制緩和に関して、働いてもらって育成に多額の費用をかけてもいなくなってしまうなどの声から、一部条例で期間を補完できないものかと声が上がっております。現場での外国人材活用に関して、外国人材皆様が長くこの宮城にいていただくためにも、現場との連携が必須と考えますが、県の見解をお伺いいたします。

大綱三点目、ICT教育に関する諸課題についてお伺いいたします。

第一期のGIGAスクール構想から第二期へスタートするに当たり、様々な課題が見えてきたと思います。現場、関係者からは、授業等の様々な場面でICTの活用が進み、生徒がそれらを活用して情報収集したり、資料を共同編集や共有したり、遠隔地とオンラインでつないで対話したり、様々な学習活動が実施できるようになったと県も報

告しております。ただ本質は、主体的、対話的で深い学びであり、そこに重要なのは指導者、教職員の指導が欠かせません。宮城県仙台第三高等学校では、ICT活用効果が顕著に現れていると、県内好例がある一方で、県の報告で、校務や授業におけるICT活用の頻度等については、教職員間で差がついていることが課題であると指摘しています。教職員自身のICT活用力を向上させ、活用場面を増やすための取組を実施していくと対応がありますが、教職員のICT格差が、子供たちへの教育格差につながると危惧しており、そもそもデジタルリテラシーの低さは、世代間ギャップがあり過ぎると、子育て世代から多くの声が寄せられています。本来ICTの活用は手段であり、目的はICTを活用しながら課題発見、情報収集、批判的思考力の育成、振り返りする力、表現力を伸ばすことです。そこで、第二期に向け、ICT活用の目的を再度考え、教職員へのICT格差、デジタルリテラシー格差を是正し、学び直す取組が必要だと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

次に、第一期では、多くの自治体が端末の調達を市町村単位で実施しました。令和七年度は、令和二年度のGIGAスクール構想に基づき整備した端末等の更新を行う予定です。前回と違うのが、国が市町村へ交付する形でなく、文科省から都道府県へ基金造成経費として交付され、共同調達会議を設置し、市町村へ補助金交付という流れで計画的、効率的な端末整備・更新推進を進めるかと思えます。ここで、現時点での予算額、また、どのようなスキームで更新整備を進めるのか、お伺いいたします。

また、その際に問題点として挙げられたのがMDM、モバイルデバイスマネジメントについてです。タブレットやスマートフォンのデータの保護や一元管理をするためのツールであるMDMは、GIGAスクール構想で多くの生徒が端末を利用するため、紛失やセキュリティ面のリスクへの備えが必要不可欠でした。ウインドウズ、グーグルクローム、IOSと多様なOSが存在する中、この選定が不適切だと、システムの移管時に非常に時間がかかってしまうなどデメリットが発生します。県内ではiPadの使用が非常に多いかと思いますが、実際、第一期の構想でも、このMDMの選定ミスでかなりの労力がかかってしまったという声が上がっています。さきに述べたとおり、ICT専門が不在の学校も点在する中、今回の更新に当たり、MDM導入に関して、県教育委員会としても把握をしながら、更新を進めるべきではないかと考えますが、見解をお

伺いいたします。

大綱四点目、生成AI活用について伺いいたします。

宮城県教育委員会は、九月下旬にも、定期試験などの答案をAIで自動採点できるシステムを県立高全七十校に導入し、教員が残業を余儀なくされる理由の一つである採点作業の負担を軽減すると報道がありました。県教育委員会は定期試験のほか、二〇二六年四月入学者の入試でも導入を目指していると目標を掲げられ、先進的でない取組であると評価する一方で、AI活用による働き方改革が本当に進んでいるのか不透明な部分があります。そこで、宮城県庁でも生成AI活用五原則の下で、どのような取組が進み、実際どのような効果が出ているのか、伺いいたします。

学校現場での生成AI活用に関しては、今後も推進されていくかと思えます。同時に生成AIの理解も進めなければいけません。デジタルリテラシーやメディアリテラシー、様々な知識を理解しないと、生成AIを悪用されるケースも容易に想像できます。有事にうそやデマの画像作成、ディープフェイクによるうその報道も容易に作成できます。犯罪にも使え、また巻き込まれる時代に突入しているわけですが、まず、教育現場での子供たちに対して、生成AI活用に関しての知識向上や実践について取組をお伺いいたします。

次に、生成AIを活用した犯罪も多発することが懸念されておりますが、対策について、県警にお伺いいたします。

次に、宮城県における生成AIの活用についてです。

生成AIは、地方自治体や地域産業において業務の効率化や住民サービスの向上を図るための重要な技術となっています。しかし、その導入・活用には幾つかの課題が存在することも事実です。生成AI導入に際しての具体的な取組や直面している課題について、以下お伺いしたいと思います。

まずはデータと質と量に関する課題についてお伺いします。

生成AIを効果的に活用するためには、大量かつ質の高いデータが必要とされていますが、特に地方自治体においてはこのデータの整備が十分でないケースも見受けられます。宮城県ではどのようにしてAIの学習に必要なデータを収集し、質を高めていくのでしょうか。

次に、AI技術に精通した人材の不足についてです。

生成AIの導入・運用には専門的な知識を持った人材が不可欠です。しかし、地方ではAI技術に精通した人材が不足していることが指摘されています。宮城県では、アクセシビリティと連携協定を結び、人材不足に対応も進めていると認識していますが、この人材不足にどのように今後対応していくのでしょうか。

そして、セキュリティとプライバシーの確保について伺います。

生成AIを活用するに当たり、セキュリティとプライバシーの問題は非常に重要です。特に、個人情報を取り扱う場合、その保護が適切に行わなければなりません。宮城県では、データの安全性やプライバシー保護に関してどのような対策を講じているのか、伺います。

最後に、技術的境界と誤生成リスクに関して伺います。

生成AIには技術的な境界があるため、誤った情報や期待されない内容を生成するリスクが伴います。特に行政や防災の分野では、正確な情報が求められるため、AIが生成したコンテンツをどのようにチェックし、最終的な決定を下していくのか、伺います。

実は、この生成AIに関する質問文書は、チャットGPTを駆使して作成いたしました。各自治体のAI活用課題をまずは調査研究し、チャットGPTと対話しながら質問し、文章を作成いたしました。もちろん最後は自身での文章校正はしておりますが、このような文章作成には時間的速さ、そしてしつかりとしたエビデンスの提供などメリットも感じております。できるならこの設問だけでも、執行部はAIで回答頂ければ幸いです。いずれメタバース、仮想空間での議会運営が行われる、そんな未来を想像しながら、壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋克也議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

9
まず大綱一点目、宿泊税と次の観光財源施策についての御質問のうち、宿泊税条例

再提案に至るまでの議論についてのお尋ねにお答えいたします。

前回の宿泊税条例提案時に頂いた、宿泊事業者からの声に耳を傾けてほしいとの御意見を重く受け止め、地域や観光事業者の声をしっかりと反映させるため、宿泊事業者などの観光事業者を中心とするみやぎ観光振興会議をその場で立ち上げました。今回の宿泊税の検討再開に当たりましても、このみやぎ観光振興会議を最大限活用することとし、昨年十二月から今年一月にかけて、圏域会議、全体会議を開催し宿泊税に対する御意見を伺ったところではありますが、より多くの宿泊事業者の御意見を頂くため、延べ二百十四事業者に対する個別訪問を実施いたしました。更に、より丁寧に宿泊事業者の声を聞くべきとの県議会からの御提案を受け、地域単位での宿泊事業者との意見交換会を行ったところであり、先月十二日の県民説明会では、私が自ら出席し宿泊事業者を含む県民の皆様と直接意見交換を行うなど、可能な限りの情報提供と丁寧な意見聴取に努めてまいりました。

次に大綱二点目、外国人材受入れについての御質問にお答えいたします。

初めに、中国の日本人学校で発生した事件についてのお尋ねにお答えいたします。

先月十八日、中国深圳市で日本人学校に登校中だった男子児童が男に刺殺された痛ましい事件については、亡くなられた児童に衷心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族に心よりお見舞いを申し上げます。日本政府としては、中国政府に対し、事実解明と再発防止のための具体的措置を求めるとともに、根拠のない悪質で反日的なSNSの投稿等の取締りを徹底するよう要求したことは承知しております。中国には多くの日系企業が拠点を置いておりますが、県内企業も現地に拠点を設置しており、県内出身の方々を含めた多くの日本人がお住まいになっております。国においては、今後このような痛ましい事件が二度と起こることがないよう、日中両国の様々な機会を通して、中国に在留する日本人の安全確保等に向けた具体的対策の実現を図っていくと伺っておりますが、中国に在留する全ての日本人が安心安全に暮らしていけるよう、中国政府と引き続き協議を進めていただきたいと考えております。

次に、攻めの多文化共生についての御質問にお答えいたします。

我が県では、国籍、民族等の違いにかかわらず、県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進していくため、平成十九年に全国の自治体に先駆けて、

多文化共生社会の形成の推進に関する条例を制定しました。以降、五年ごとに社会経済情勢の変化に合わせて、個別計画としての推進計画を策定し、それに基づき多文化共生を着実に推進してまいりました。現行の第四期計画では、インドネシをはじめとする外国政府との人材受入れに関する覚書の締結や、東北大学の国際卓越研究大学の認定などを背景に、これまでにない外国人の更なる増加が現実視されていることから、それまでの受け身の姿勢ではなく、攻めの多文化共生を掲げ、全国の自治体で最大となるジョブフェアをインドネシアで開催したほか、本州で初となる公立日本語学校を県内に設置するなど、前例にとられない施策を果敢に展開しております。今後も官民挙げて外国人を我が県に呼び込む政策を精力的に実施していくこととしており、来県する外国人が存分に活躍できるよう、共生社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、外国人材が長く我が県に就労するための企業との連携についての御質問にお答えいたします。

今般成立した育成就労制度における転籍要件の緩和については、外国人材に対する人権擁護の観点から設けられた制度であるものの、企業からは、賃金水準の高い首都圏等への流出を懸念する声があると認識をしております。国ではこのような懸念を踏まえ、育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないよう政府は必要な措置を講じる旨、改正法の附則に盛り込まれたところであります。県としては、県内定着を促進するため、技能実習生等を対象にサンクスパーティーを引き続き開催していくほか、来年度予定されている在留カードとマイナンバーカードの一体化を契機に、技能実習生等に米などの生活必需品を地元商店で購入いただくための地域ポイント制度の導入などを検討しております。また、これまでの取組を通じ、人材の定着に向けた企業の課題を把握しているところであり、引き続き企業との緊密な連携を図りながら、来年度、専門家による外国人にとって魅力のある職場環境づくりの提案等を行う事業のほか、資格取得や日本語学校をはじめ、県内で能力を発揮したい外国人材を応援する事業を実施するなど、県内で長く就労していただくための施策を展開してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱四点目、生成AI活用についての御質問のうち、生成AI活用五原則についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、生成AIを効果的に活用し、業務の効率化や県民サービス向上につなげるため、昨年六月に、宮城県庁生成AI五原則を策定し、文書作成やアイデア出しなどの親和性の高い業務について、百五十人余りの職員で半年間、試行的に活用してみました。その結果、挨拶文やメールの作成をはじめ、様々な記録文書の要約などを的確かつ短時間で処理できるようになったほか、ネーミングやソフトウェアのプログラミングなどにおいて、職員だけでは思いも寄らない優れたアイデアが提案されるなど、大きな効果が認められました。今年度からは、生成AIサービスの利用対象を全職員に拡大し、全庁での業務の負担軽減や働き方改革につなげているところです。今後も、情報の正確性、プライバシー及び著作権の問題などに留意しながら、生成AIを積極的に活用してまいります。

次に、生成AIの学習に必要なデータ収集などについての御質問にお答えいたします。

現在、職員が利用している生成AIは、無料の外部サービスに限定しております。これは、生成AIにデータを学習させて利用するのではなく、既に公開されているウェブサイトの中から、生成AIが必要なデータを拾い出し、利用者に提案するものであり、生成AIの活用としては、まだ初歩的なものにとどまっております。現在、次の段階として、内部規定等を学習させ、生成結果に反映できる有料サービスの効果について研究を進めているところであり、今後、費用対効果を見ながら、その導入について検討してまいります。

次に、データの安全性や正確性のチェックなどについての御質問にお答えいたします。

生成AIについては、情報の正確性、プライバシー及び著作権の保護などに留意する必要があることから、全職員に利用範囲を拡大するに当たり、利用の際のルールを策定し、通知したところであります。具体的には、県の機密情報や県以外の者が権利を有している情報などの入力を禁止しているほか、生成AIにより提案されたものを外部に

発出する際には、信憑性や違法性の有無などについて、あらかじめ確認するよう義務づけております。こうしたルールは、職員向けガイダンスで繰り返し周知しているほか、職員ポータルサイトなどでも定期的に注意喚起しており、引き続き必要なルールを踏まえた上で、生成AIの活用を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱四点目、生成AI活用についての御質問のうち、人材不足への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

企業における生成AI技術の活用は、生産性の向上や新しい価値の創出に向けて、積極的に進めていくべきものと認識しております。このため県では、県内企業における高度IT技術者向けの研修において、業務の自動化など生成AIに関する活用実践の講座を追加し、育成の強化を図っているところです。加えて、生成AIを活用していくためには、デジタル人材の裾野を広げていくことが重要と考えており、高校生や大学生らにIT産業の魅力やAI技術を学ぶ機会を提供する民間活動に対し補助を増額するなど、支援を拡充しております。また、アクセンチュア株式会社との連携協定については、県内企業のデジタル技術の活用支援を通じた技術の習得意欲やリテラシーの向上により、人材育成につながる取組を進めているところです。県としましては、引き続き教育機関や民間事業者等と連携しながら、AIをはじめとする先端技術に精通したデジタル人材の育成・確保に力を入れてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、宿泊税と次の観光財源施策についての御質問のうち、宮城県観光連盟への期待と観光関連事業者等との連携についてのお尋ねにお答えいたします。

県観光連盟は、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、今年三月に地域連携DMOと

して認定されたところです。D M Oの認定をきっかけに、自ら稼ぐ力を高めるため、現在、旅行商品の造成・販売に向け、観光消費額の高い欧米豪のF I T層の長期滞在、周遊型ルート・コンテンツの構築などを行っているところです。今後は、地元自治体や県内の五つの地域D M Oをはじめ、宿泊事業者を含む観光事業者との連携を強化しながら、我が県の課題であるインバウンドを呼び込むための新たな観光資源の発掘や、冬季など閑散期の誘客等に取り組むことにより、我が県ならではの魅力ある地域づくりを進めてまいります。

次に、T I D制度についての御質問にお答えいたします。

T I D制度は、D M O、宿泊事業者、地方政府三者の合意の下、観光誘客とマーケティングを行うD M Oの資金として、宿泊料金に上乗せされる形で徴収調整される負担金制度であり、一九八九年に米国カリフォルニア州で初めて導入されたものです。例えば、デイズニerlandで有名なカリフォルニア州アナハイム市では、一五％の宿泊税のほか、二％のT I D負担金を宿泊者から徴収しており、その二％を原資にD M Oであるデジタルアナハイムが、デイズニerlandに頼らない新しい観光地域ブランドの構築と、ターゲットの属性に合わせた効果的なプロモーションにつなげていると伺っております。今回、宿泊税導入の検討に当たり、D M Oの資金確保が重要であるといった地域の声を聞き、D M Oの創設や体制強化のための費用助成を重点施策の一つと位置づけており、T I D制度の機能を包含しているものと考えております。今議会で宿泊税条例議案が可決された場合には、D M O支援策の成果を見極めながら、御提案のありましたT I D制度についても更に調査研究を続けてまいります。

次に、大綱二点目、外国人材受入れについての御質問のうち、外国人材から選ばれる県を目指すための条例制定についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、多文化共生社会の形成の推進に関する条例において、外国人を含む全ての県民を対象とし、国籍、民族等の違いにかかわらず、県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成の促進という基本理念を定め、その下で多文化共生の推進に努めてまいりました。この条例には、多文化共生を推進するため、県、事業者、県民それぞれの責務が規定され、時代的情勢に合わせて、推進計画において取組内容などを記載しております。具体的には県内在住外国人が過去最高を記録し、地域産業の重要な担い

手となっていることを踏まえ、御指摘のありましたとおり「外国人材に選ばれるみやぎ」を目指して、外国人材や留学生の受入れ及び生活に係る支援の充実などの取組を強化しているところでございます。今後とも、社会経済情勢の変化に合わせて、五年ごとに策定する推進計画の中で、関係者皆様からの御意見等を丁寧に向いながら、柔軟かつ機動的に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、ICT教育に関する諸課題についての御質問のうち、デジタルリテラシーの格差是正等についてのお尋ねにお答えいたします。

情報化が加速度的に進展する現代社会においては、児童生徒が情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を解決したり、自らの考えを形成したりするために必要な情報活用能力を身につけることが重要であり、そのためには、教育現場において教職員が積極的にICTを活用していく必要があるものと認識しております。県教育委員会では、学校現場での教職員の校務や授業等におけるICT機器の活用支援等を行うICT支援員の派遣や、ICTを活用した授業の在り方や学習ツールの効果的な活用をテーマとする研修会の開催を行ってきたほか、今年度は過去の研修を動画化し、オンデマンドで視聴可能とするなど、教職員のICTを活用した指導力向上に向けた支援を行っております。今後はこうした支援を継続するほか、個々の教職員のニーズに対応できる相談体制を整備するとともに、デジタル採点システムの導入など、教職員自らがICTの恩恵をより実感し、積極的に活用したくなる取組を推進し、教職員間のICTの活用頻度等の格差解消に努めてまいります。

次に、GIGAスクール構想に基づく端末整備の予算額及び更新整備のスキームについての御質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想第二期における端末更新の予算については、我が県においても、公立学校情報機器整備基金を設置し、現在約十四億円を積立てております。端末の整備に当たっては、県教育委員会が設置した共同調達会議において、OSごとに具体的

な仕様や台数等を決定し、共同調達の相手方となる業者を選定いたします。その後、各市町村が選定された業者と契約を締結し、端末を整備することとなります。県教育委員会といたしましては、端末の経費抑制など共同調達のメリットを最大限生かし、計画的な端末更新となるよう、市町村教育委員会と連携してまいります。

次に、MDM選定についての御質問にお答えいたします。

MDMは複数のタブレット端末を管理する上で有効なツールである一方、初期設定に一定程度の専門的な知識が必要とされ、製品ごとに機能に違いがあることなどから、その導入に当たっては、機種や仕様条件等を丁寧に検討することが重要であると認識しております。GIGAスクール構想第二期における学習者用タブレット端末の調達では、補助要件としてMDMの導入が必須となったほか、初期設定等に要する費用についても、国の補助対象に含まれているところです。県教育委員会といたしましては、共同調達会議において、参加自治体のニーズを把握した上で、端末の仕様とともに、MDMの仕様についても協議を行っているところであり、参加自治体間での意見交換や、事業者から製品の機能等の説明を受ける機会を設けながら、各参加自治体が適切なMDMを選定できるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

次に、大綱四点目、生成AI活用についての御質問のうち、教育現場における取組についての御尋ねにお答えいたします。

県立学校での生成AIの活用につきましては、昨年七月に、文部科学省から公表された「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」に基づき、まずは校務での使用を進めることとし、限定的な使用から全ての教職員へと活用の範囲を広げてきたところです。教職員の生成AIの活用推進に向けては、使用するために必要な知識や、準備事項等をまとめたチェックリスト等を学校へ提供しているほか、具体的な活用事例をテーマにしたオンライン研修会を開催するなどしており、教育現場においては、保護者へ配布する文書の作成、教材の準備や課題の作成などに活用されるなど、業務の効率化が図られているものと認識しております。今後、生成AIの普及は加速度的に進んでいくことが想定されることから、県教育委員会といたしましては、教育現場の活用がより一層進むよう、学校のニーズを把握しながら必要な支援を継続して行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱四点目、生成AI活用についての御質問のうち、生成AIを活用した犯罪への対策についてのお尋ねにお答えいたします。

生成AIとは、データのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成するものと理解しているところ、悪用という観点に目を転じた場合、犯行計画や犯行ツール等の生成に利用される懸念があります。県警察といたしましては、サイバー空間のみならず、あらゆる犯罪に生成AIが悪用される可能性も念頭に取締りを進めてまいります。また、県民の皆様には様々な機会を通じて、生成AI等情報技術を悪用した犯罪に関する注意喚起等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） 御回答ありがとうございます。改めて宿泊税に関していろいろとお話、御説明を頂きありがとうございます。またTIDに関する御理解もありがとうございます。質問でも述べさせていただきましたが、今回、宮城県が宿泊税導入に関して、人口減少社会の中で交流人口を拡大していく、その中でもやはり観光業を一つの柱として、好循環を生み出していく、そのために宿泊税導入だと。僕らの世代で宿泊税の話になりますと、結局、ここまで議論しているのが分からないという声のほうが多くて、自分たちの世代が、福岡に行ったりとか、ほかの地域に行ったりと、いい意味で宿泊税を意識したことがそこまでなかったと。それぐらいその地域に行ったりときには、いい経済効果だったりとか、楽しみを享受している。宮城県はそういうのは必要なのではないかというような、プラスな考えのほうが多いです。ただ今回の宿泊税の果実、成果に関して、個人的に思っていることが、県としての宿泊税が税収として増えるということだったりと、宿泊事業者の方が宿泊費として、自分たちの事業、経済として利益があるということよりも、この宿泊税を使って宮城県の観光を盛り上げていく、宮城県に来ていただく人を増やす、それが国内、海外、また県内の方々も含めて、もう一度この宮城に行きたい、宮城に来てよかった、それがまたほかの人に伝播していく、

そういうところの人の存在というか、宿泊税を導入した先にある、そういった方々が増えていくことが、この宿泊税最大の成果だと思っておりますが、知事どうお考えでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） おっしゃるとおりです。たくさんの人に一過性で来ていただいて、そこで終わってしまったら何の意味もないわけでありまして、来た方によかったと思ってもらい、それをSNSや口コミで広げていただくと、そしてリピーターを増やしていく、それがどんどん膨らんでいく、リピーターがまたリピーターを呼んでいくといったような形が非常に重要だろうと。それがやはり大きな結果としての成果ということになるだろうというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） 昨日、日本政府観光局のニュースを拝見したところ、大手旅行雑誌、コンデナスト・トラベラー、これはアメリカ、イギリスで歴史ある旅行雑誌でございますまして、富裕層の方々がよく買われるような旅行雑誌なんですが、こちらの表彰、アワードがありまして、世界で最も魅力的な国として日本が二年連続で一位になったというような評価を頂いておりました。また八月の訪日外国客数で二百九十三万人が日本においでいただいております。前年比で三六%増えているし、二〇一九年、コロナの前からも一六・四%増えている。こういったプラスのニュースがあるんです。この宿泊税導入に関して他の市議会からも、まだ拙速、早いのではないかと、いろんな意見を頂いておりますけれども、これが五年、十年たった後に、あのとき宿泊税を導入しておけばよかったという、たればの政治、議会の話をしてはいけないと思っております。だから今こういうプラスなニュースがあるからこそ、今、宿泊税を導入して、好循環を生み出していく、ただそこに対して、今までの話をお伺いしていますと、知事、執行部のそういったこうプラスのニュース、気持ちをカバーできるようなメッセージが、説明会のときにも、なかったのではないのかなと思っております。具体的に宿泊税を導入して何に使うかだったりと、か、どういうことが生まれるか、ただやはり知事の宿泊税を導入して、どういう経済効果を生み出していく、やはり今必要なんだ、そういうところを再度お伺いしたいと思います。知事いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 細かいことはもうお話しいたしません、まさに宿泊税を導入することによって、宿泊事業者のみならず、宮城県全体の経済に非常に大きな波及効果があるということであります。ただ、前にも答弁いたしましたけれども、ここが非常に難しいのは、国のいろんな補助メニューと抱き合わせてやっていかないと、十億円ならただの十億円の事業で終わってしまうと。それを国の事業と抱き合わせなければいけないんですが、国がどういう補助メニューを示すのかというのが、なかなか今の段階で見えない、将来的なことが見えないということもありまして、ですから、どうしてもこういったことに使いますといったような、かなりオブラートに包んだような言い方にならざるを得なかったということであります。しかし高橋議員がおっしゃるように、目的ははっきりしておりますので、今後、宿泊事業者の方にも入っていただきながら、いろいろ意見交換をし、その際には、何をやりましょうかではなくて、こういうことをやりたいんだということをやまずぶつけまして、その上で、それに対していろんな御意見を聞いて積み上げていっていいものにしていく。そしてDMOの皆様にも協力を頂くと、このような形で事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） ぜひよろしくお願いします。また先ほどTIDの話がありました。補足でお話しさせていただきますと、カリフォルニア州で〇・二%徴収しております。大体日本円で四百二十億円近い財源が確保されているそうです。サンディエゴ、ダルビッシュ投手がいるパドレスの本拠地では大体五十六億円、ロサンゼルスでは四十億円、サンフランシスコでは三十五億円、アナハイムでは二十五億円前後、そういったTIDの収入があるそうです。ぜひ御検討のほどお願いします。そして、最後に、半導体のニュースに関しまして大変残念でありましたけれども、その次に、 구글との締結のニュース、すごくよかったなと思っております。ぜひこの 구글との締結に向けてどういう話し合いがあったか教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） グーグルにおかれましては、宮城県のほうがDXに力を入

れているということ、こちらのほうから協定締結のお話を頂きました。今後AIなどを活用したもので宮城県の行政事務の効率化を図っていく、それから、まずは高齢者のデバイス活用について、グーグル社さんのお持ちになる知見などを活用させていただく、まずこの二点から始まっていくんですが、その後また更にいろんな分野に広げ、グーグル社さんのお力を借りる分野を広げていくような形で進めていきたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） グーグルも千葉で工場を誘致しております。ぜひ知事、執行部はそういったところを再度盛り込めるように期待申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。